

高槻市における介護予防・日常生活支援総合事業の質問・回答票(平成29年6月5日追加分)

分類	番号	質問内容	回答
ケアマネジメント	47	平成29年3月31日以前から引き続き要支援認定を受けておりサービスを利用していなかった方が、平成29年4以降にサービスを利用することになった場合は総合事業の訪問型サービス・通所型サービスの利用になるのか。	本市では段階的移行を行うこととしております。平成29年3月31日以前から引き続き要支援認定を受けている方についてはサービス利用の有無に拘わらず、平成29年度中の更新・区分変更後から総合事業に移行します。 ただし、今までにサービス利用がなく、サービスを利用開始する時期が要介護認定申請の更新時期になっている場合については短期間での契約変更が想定されるため、利用者と事業者間で合意の上、総合事業の訪問型サービス・通所型サービスの利用を開始しても差し支えないこととします。